	平成31年	<b>年第</b> 1[	回大町	*町諱	養会 (	定例会)	会議録	(第:	3 号)				
招集年月日 平成31年3月4日													
招集の場所	大町町議事堂												
開散会日時 及び宣言	開議	平成3	1年3月7日			午前9時29分		議	長	永	尾	光	次
	散会	平成3	31年3	3 月	7 日	午前1	1時56分	議	長	永	尾	光	次
応 (不応) 招議 員及び出席並び	議席	J	氏	名		出席等 の別	議 席 号		氏	名		出の	席等 別
に欠席議員	1	永	尾	光	次	0	6	内	野	強	美	(	0
出席 8名 欠席 1名	2	藤	頼	都	子	0							
凡例 〇 出席を示す	3	諸	石	重	信	0	8	松	﨑	直	文	(	0
△ 欠席を示す	4	早!	H	康	成	0	9	原	田	謹	吾	(	0
<ul><li>× 不応招を示す</li><li>▲ 公務出張を示す</li></ul>	5	中(	Щ	雄沙	欠郎	Δ	10	中	Щ	初	代	(	0
会議録署名議員	9	番	原	田	<b>1</b>	<u></u> 華 吾	10	番	中	山	<b>†</b>	刃	代
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務	局長	田	島	5	宏 隆	書	記	古	賀	!	٦,	美
	町	長	水	Ш	_	一哉	会計管	;理者	成	富	ļ	貞	伸
地方自治法	教育	· 長	船	木	<u> </u>	幸 博	総務	課長	坂	井	Ŷ	青	英
第121条により	総務調	果参事	藤	瀬	‡ Ž	身 徳	企画政策	策課長	井	原	Ī	E	博
説明のため出席	生活環	境課長	古	賀		壯	町民	課長	西西	森	Ę	明	広
した者の職氏名	子育て・	健康課長	Щ	﨑	7	)とみ	福 祉	課長	岩	瀬	<u>Ī</u>	£	義
	農林建	設課長	森		÷	と 昭	教育委員会	事務局長	小	木			誠
議事日程		別糸	氏のと	おり			I						
会議に付した事件		別紙のとおり											
会議の経過		別糸	氏のと	おり									

# 議事日程表

# ▽平成31年3月7日

日程第1 一般質問

1.	ふるさと納税について	(内野強美議員)
2	納税制度の仮礼及び産業振興の給討について	(内野硝美議員)

3. 寄附金の使途について (内野強美議員)

4. 寄附金の財源から事業を始めた法人の役割について (内野強美議員)

5. 国民健康保険の問題 (中山初代議員)

6. 放課後児童クラブ「わかば学級」について (中山初代議員)

7. 大町温泉「ひじり乃湯」利用料について (中山初代議員)

8. 大町町各条例等は行政執行の基盤である。これら各条例等(例規集に記載されるすべてをいう。)に定める運用に関し、それぞれの業務の運営現状及び協議内容について質問し、行政運営の進め方について伺う

(早田康成議員)

### 午前9時29分 開議

# 〇議長(永尾光次君)

ただいまの出席議員は8名、欠席議員1名でございます。欠席議員は5番中山雄次郎議員、病気療養のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、平成31年第1 回大町町議会定例会3日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 日程第1 一般質問

## 〇議長(永尾光次君)

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可します。

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

6番内野でございます。私は、ふるさと納税を初めとする4項目について質問したいと思います。

まず1点目には、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税は平成20年に始まりまして、生まれ育った我が土地であります大町ゆかりの自治体を主体とした大町町を応援する趣旨でふるさと納税ができたわけでございます。寄附の中の2千円を超えると、これが国の所得税として住居の皆様方にまた税金というようなことで、住民税とかいうものが控除され、控除にまた加えられると。いろいろ返礼品のこともありますが、節減できて特産品などをもらうから特に人気が出ておるところでございます。人気を呼んでいる今では地域応援ではなく、返礼品のよさや返礼割合の高さなどが注目をされているのでございます。寄附金を集めないと税収減につながり、取り組みもいなくなり、額の寄附集めに成功して自治体の担当者でも一生懸命になって戦略をとっておるところであると思います。新たな注目策を常に考えていなければならないというようなことでございます。政策を提示し寄附が集まれば、実施する金目当てではなく、本来の地方応援の趣旨に沿う制度設計ができると同時に、運用見直し、改善策を質問したいと思います。

ふるさと納税について。1つ、ふるさと納税制度の抜本的な見直しのポイントについて。2つ、返礼品調達の地場産品について。家電や商品券といった返礼品の考え方について。4つ目、寄附金募集の適正な実施の規定とはどういうものなのか。5つ目、見直し後、基準に違反した場合の措置について伺うものでございます。

あとは一般質問の質問席でいろいろお話をさせていただきます。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

内野議員のふるさと納税についてということで御質問があっております。

まず、制度の見直しのポイントということでございます。政府は今国会に上程した地方税 法等の一部を改正する法律案の中で、個人住民税の見直しとしてふるさと納税制度の改正を 盛り込んでおります。改正案の内容は、ふるさと納税の返礼品を寄附額の3割以下の地場産 品に限定すると規定をしており、6月以降、この基準を満たす自治体のみを総務省が制度の 対象に指定し、指定されなかった自治体に寄附をしても税制優遇が受けられないようにする というものでございます。

次に、返礼品の調達の地場産品についての御質問でございますけれども、改正案の中では 地場の区域がどこまでかについては現段階では示されておりません。町としましても、ここ まで活性化し、国民に浸透してきた現状のふるさと応援寄附金制度をそのままの形で、さら に加えて返礼品の基準を幅広く対象とするように訴えております。

また、家電や商品券といった返礼品については、総務省からの通知の中で、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として措置しないよう指導がされております。本町では返礼品としての取り扱いは行っておりませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、幅広く対象とすることによって、地域に密着する個店の活性化と支援につなげていけたらというふうに思っております。

それから、寄附金の募集の適正な実施の規定についてはということでございますけれども、 町はこれまでも基準にのっとり、また、総務省からの指導に沿って寄附金を募っております。 今後、法改正が行われた場合も、これまでどおり、新たな基準に沿った形で寄附金を募集す ることとしております。

また、見直し後の基準に違反した場合の措置については、返礼品の具体的な基準の内容が 決定すれば、6月以降、この基準を満たす自治体のみを総務省がふるさと納税制度の対象に 指定し、指定されなかった自治体に寄附をしても税制優遇が受けられないようになります。 言いかえれば、違反した市町村は罰則というよりも、その土俵に上がれないというような措 置がとられるということでございます。

# 〇議長 (永尾光次君)

6番内野議員。

### 〇6番(内野強美君)

ポイントについて伺うわけですけれども、このふるさと納税の抜本的なこういう問題の中でポイントというものが出てくるわけですけれども、このポイントというのは返礼品の中の、何ですか、調達費というようなものが大体何%以下なんですかね、この点についてはパーセントでいえば何%なのか、わかればお答え願いたいと思います。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

返礼品の調達費については、先ほど申し上げましたとおり3割以下ということで30%以下 ということになります。

# 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

### 〇6番(内野強美君)

今、何ですかね、私が記憶しておるのは30%以下と思うんですけど、その点はどうでしょうか。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

そのとおりでございます。

# 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

それと、この違反者に対する日付ですね。これはいつから大体、ことしの何月ということ でなると思いますので、何月からなるわけですかね。

# 〇議長 (永尾光次君)

水川町長。

## 〇町長 (水川一哉君)

これは6月からということになります。6月以前に基準が決まって、対応されるのは6月からということです。

## 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

これの法の成立後ですね、何ですかね、詳細の基準というですかね、これについてはどのように――法の成立後、今、6月ということでございますので、それに対する法務省の問題点が、例えば、違反されたようなとき、こういうふうなときはどういうふうな法務省の結果が自治体のほうに来るものか、内容的にはわかりにくいと思いますけれども、わかる範囲で

よございますので。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

## 〇町長 (水川一哉君)

この違反――違反というか、違反した自治体には法務省からは何のあれもないですけれど も、総務省の指定を受けられないということで、例えば、違反した自治体が出している商品 にふるさと納税をしても優遇措置が受けられないということになります。

### 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

余り細かいことを言うとあれですので、次に、2項目めに入らせていただきます。

2項目めでございますが、納税制度の返礼及び産業振興の検討についてお伺いするわけで ございます。

産業振興で返礼品の競争が激しくなっております。活発に各自治体体制での繰り広げが活発になっておるところでございますが、商品券とか、また、電化商品などの、それと同時に小学校、中学校、教育の教員配置というような教育及び保育料免除など子育て支援、大町町の特産品の、特に特産については地元の新開発とかいろいろございますけれども、この地元の活性化を求めるために農業とか住宅、環境と同時に、大町の発展を求めるふるさと納税での政策を練って検討を願うということでございますので、その点について新商品の開発、また、独自の農業関係の生産者の販売など、こういうものについて、産業振興の件等についてお伺いするわけでございます。

納税制度の返礼及び産業振興の検討についてお伺いするわけです。

1つ、返礼品による産業振興について。2番目、特産品の開発についての考え方。3つ目、産業振興では大町町花火大会が復活しましたが、その後の振興についてお伺いします。4つ目、小・中学校の給食無償化による子育ての環境の改善などについてお伺いいたします。

## 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

2点目の納税制度の返礼及び産業振興の検討についてということでございます。

まず、返礼品による産業振興についてという御質問ですけれども、農業、商業の振興や地域活性化に資する取り組みとして、大町産品の販路拡大や売り上げの増加につながる営業活動を行い、さらに返礼品の協力事業者になっていただくようなサポート活動を行っております。

また、特産品の開発についての考えについては、現段階では町が返礼品の充実を図る目的で特産品の開発を行うことは考えておりません。これまでどおり、現在、町内にある産品の掘り起こしを行っていきたいと思っております。

それから、大町町のふるさと応援基金の使い道については、産業振興だけではなく、子育 て支援に関する事業、教育に関する事業、まちづくりに関する事業、福祉に関する事業、そ の他町長が認める事業と5つの使い道の中から寄附者が選択された事業に沿って活用をさせ ていただいておりますし、今後も寄附者の意向に沿った形で事業に取り組んでいきたいと考 えております。

次に、給食費の無償化についての御質問ですけれども、これは政策的なことになろうかと 思いますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

31年度の当初予算では、これまでどおり多子世帯やひとり親世帯に対する支援や準要保護世帯への支援として減免を継続しながら、加えてメニューの充実と提供日数の増加を図り、 その分は町が負担し、給食費は据え置きとしているところでございます。

しかしながら、移住・定住の促進や子育て世代の負担軽減等、さらなる支援が必要である とも考えており、賛否はありますけれども、給食の完全無償化についてはちょうど改選時期 でもありますので、一時期で終わることなく、長期的な財源確保も含めて次期政策の中で実 施に向けての前向きな考えを示していきたいと考えております。

### 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

さらにお伺いするわけですが、小学校、中学校ですね、この給食というようなものが無償 化というのは各自治体で取り上げてきておりますけれども、大町町としての、もちろん子育 ての環境の中で、そういう小・中学校の給食の無償化とかというものの考え方についてお伺 いいたします。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

### 〇町長 (水川一哉君)

今、佐賀県で4自治体ですかね、たしか1万人以下の自治体はほぼ実施をされているということで、大町町はしていない――していないというか、減免という形で支援をしていくと。ひとり親、多子世帯については、ひとり親については1人目から半額、2人目からは無償、それから、多子世帯については、2人目半額、3人目からは無償というような形で、かつ給食日数を増加させたり、メニューを充実させたりしておりますけれども、定住・移住の観点から申し上げますと、この給食費の無償化というのは非常に大事な施策、有効な政策というふうに思っておりますので、今回、改選時期ということで私がここでやる、やらないとは言えないものですから、次期の改選を目指して、2期目の政策の中で前向きに検討していきたいということでございます。

## 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

2項目めを終わりますので、3項目めに移りたいと思います。

3項目めについて質問いたします。

寄附金の使途について伺うわけでございます。

ふるさと納税の寄附金を集める際に使い道を明示し、主にその財源に見立てている自治体は約70%かと思います。一方で、使い道を明示しない自治体は一般財源に見立てておられる。これらの自治体は、地方税など他の収入と一緒にして、人件費などを含め、財源全般に見立てている。特に寄附金の使い道はまちづくり、子育で支援など、項目を示す自治体が多いかと思われます。具体的な事業から選べる例もあり、寄附金を集める工夫として注目されている。例えば、大町町はふるさと納税の寄附金は主に積立金に充ててあると思いますが、住民が望んでいる大町町が豊かで、住宅、景観などの環境整備が必要であると思います。事業などを含めた町のための町の道路修繕、改修、道路整備など、これは徐々に今現在、各地区でできてきておると思います。こういうものを寄附金の中から予算をつくっていただいているということは今わかってきております。特に私がお願いしたいのは、公共住宅の解体とか、また、新興住宅の建設など、人口増加に及ぶ具体的な政策及び課題を柱として取り決めされてほしいと思います。そのためにはふるさと納税の活用及び使途についての質問をいたしま

す。

寄附金の使途について。1つ、ふるさと納税使途については一部の使い方を明示してほしいと思います。2つ目、地域産業振興、まちづくり、町民参加の活動、今後どのようなことを行っていかれるのか、その点をお答え願いたいと思います。

3項目めを終わります。

# 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

# 〇企画政策課長(井原正博君)

ふるさと納税の使途について、一部の使い方を明示されることとの御質問ですが、先ほどの町長答弁のとおり、大町町はふるさと応援寄附金を5つの使い道に沿った事業を推進しております。これまでさまざまな分野で3億5,880万円ほど活用させていただいておりますが、それぞれ代表的な事業を幾つか申し上げたいと思います。

1つ目に、子育で支援に関する事業では、妊婦の経済的負担軽減や緊急時の対応のために 外出する際の交通費の一部を助成することを目的とした大町町妊婦タクシー利用料助成事業。 それから、大町保育園の園児が、天気のよい日は屋外で元気に遊べることを図る大型遊具の 設置など。

次に2番目に、教育に関する事業では、小学部3年生から6年生の希望者を対象に、無料の算数学習塾を週1回開き、児童の学力向上を図る公設無料算数塾「まちじゅく」事業、それから、ひじり学園の遊具を整備し、児童の体育授業の充実と児童の体力向上につなげることを目的としたひじり学園遊具整備、それから、小学部1年生に対し、就学時の早期から学校生活になれてもらえるように支援員を配置、きめ細やかな支援を行う小1プロブレム解消支援員配置事業などがございます。

3番目に、まちづくりに関する事業では、高齢者を中心とした地域住民が地域の公民分館等を活用し、社会奉仕活動、教養講座開催活動等を主体的かつ積極的に推進することを目的とした大町町地域の絆づくり支援事業。それから、町民の安心・安全を図るための防災力向上を目的に、近年の豪雨による山間部の異常をいち早く正確に把握し、避難準備等に活用するための不動寺地区雨量計設置工事。それから、世帯個々に防災ラジオを整備するための受信機整備工事調査設計業務委託事業。災害時に支援が必要な人を把握し、情報をデータベース化することで支援体制の整備を図る避難行動要支援者システム導入業務委託事業。

4番目に、福祉に関する事業では、高齢者のスポーツ、手芸、園芸等の活動の振興や教養講座、健康生きがい講座等の活動を助成し、社会的孤独感の解消や自立生活を促すことを目的とした高齢者生きがいと健康づくり活動助成金。それから、在宅ひとり暮らしの高齢者等に配食サービスを行うことにより、食生活の改善と健康増進を図りながら見守りを行い、在宅での自立支援に資することを目的とした食の自立支援事業。家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所による生きがい活動などの各種サービスを提供することを目的とした大町町高齢者生きがい対応型デイサービス事業。

5番目に、その他町長が認める事業では、町民の皆さんやお盆で帰省された方々を含む多くの来場者を魅了し、笑顔あふれる時間を過ごしていただくことを目的とした花火打ち上げ料並びにふるさと大町納涼まつりの経費等を実施しております。

2番目の地域産業振興まちづくり、町民参加活動など今後どのようなことを行っていくの かということですけれども、これも今後のふるさと応援寄附金の使い道のテーマに沿って、 さまざまな分野で活用していきたいと思います。

以上です。

### 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

ここでちょっと一般質問の中には提示していないところもございますけれども、これからの計画の中で、わかる範囲だけでよございますので、お答えを願いたいと思いますのは、公共住宅の、今言う解体、特に団地ですね。これが今、何カ所かありますけれども、その公共住宅を解体して、新しく住宅をつくるというような計画についてはどのような計画がありますか。わかる範囲でよございますので。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

町営住宅については、かなり40年を過ぎた簡易平屋の住宅が今大町町には現存をしております。そこには生活をされている方もたくさんいらっしゃるわけでございますけれども、今の町の考え方としては、一番古い杉谷団地の部分でPFIを使った事業で解体並びに建て直しというのを進めていきたいというふうに思っております。

# 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

# 〇6番(内野強美君)

もう一つお願いすることがございますので。

今後、人口を増加するために田園住宅というのが新興住宅というような形で私は思っておるんですけれども、そのような人口が増加するような計画、例えば、もちろん住宅しかありませんけれども、そういうような人口増加を目標とする考えはどうでしょうか。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

まず、この大町町は土地が当然、佐賀県で一番小さな町ということで少ないわけでございますけれども、そこを有効に使っていく中で、やはり民間の方の目線、視線というのが必要になろうかというふうに思います。そういう中で、もう2年ぐらいになりますかね、前から優良田園住宅というのを民間の力をかりて進めていくことも今のところやっておりますけれども、まだ形になっていない部分もあります。

あと、アパート等の建設促進のための基金も積んで、助成をしながらアパートをまずふやしていこうと、住んでいただく家をまず確保していこうということでやっております。これまでも定住化促進ということで新築の家、あるいは中古でもそういう家を購入された方には助成という形でしておりますけれども、そういうことも含めて、全体的に底上げというか、まず、受け入れ体制を整えていきたいというふうに思っております。

# 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

### 〇6番(内野強美君)

3項目が終わりましたので、4項目めに移りたいと思います。

4項目めでございますが、寄附金の財源から事業を始めた法人の役割についてお伺いする わけでございます。

大町町において、社団法人の企業が設立され、大町町まちづくりの企業がふるさと納税の返礼品のカタログなど、特産品として佐賀牛及び有田焼などの最高級の商品と、ほかにいろいろ15種類はありますけれども、その商品を備えて、ふるさと納税の返礼品、また、チラシ

などで案内しておられると思いますが、ふるさと納税を扱う総合戦略について、社団法人の 設立については順調な寄附額に基づいて増加並びに財源及び事業の推進など、法人としての 役割について質問いたしたいと思います。

寄附金の財源から事業を始めた法人の役割について。1つ、受注増に対応して返礼品の増強する社団法人大町町まちづくり振興会の役割について。2つ目、PRのためにカタログなどの作成過程についてお伺いするわけでございます。2点お願いいたします。

# 〇議長 (永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

一般社団法人佐賀県大町町まちづくり振興会の役割ということでございます。これは町との業務契約、委託契約の中に仕様書をつくっておりますけれども、その中で、業務としましては主にふるさと納税業務が中心となっておりますけれども、振興会業務の内容について少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

ふるさと応援寄附金の推進業務、それから、ふるさと応援寄附金事業に関するコンサルティング業務及び委託業務、それから大町町の紹介と情報発信業務、そして町内、県内の特産品の紹介、販売、販路拡大推進業務、それから町が指示する活性化事業及び振興事業に関する業務、このほか前各号に掲げる業務に附帯または関連する業務となっております。その中で受注増への対応や返礼品の増強等も取り組んでいるということでございます。

それから、カタログについては企画政策課長のほうから答弁をいたします。

## 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

### 〇企画政策課長(井原正博君)

PRのためのカタログなどの制作過程についてという御質問ですけれども、大町町として 200を超す返礼品の中から人気の高い商品、それから、定番の商品、町内の個店が取り扱う 商品等を厳選して作成しております。

以上です。

#### 〇議長(永尾光次君)

6番内野議員。

## 〇6番(内野強美君)

このことは私はもう少し詳しく知りたいと思いましたものですから質問として出したわけですけれども、大町町の情報プラザの横に設立されておられると思うわけですが、そこの大町町の中での役割というのは、これがまだはっきり私の頭の記憶にはありませんので、その点について伺うわけですけれども、この大町町まちづくり振興会がどういうようなシステムで大町から、今言う委託その他指示等は行われて、その他品物が発送されるとかというような工程の中で、私はまだはっきりしないものですから、例えば、大町町が寄附を受けて、その中からこの企業に対して発送するというようにしか私の頭にはありませんので、その点がもう少しわかるように企画政策課長のほうからお願いしたいと思います。わかる範囲でよかです。

# 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

### 〇企画政策課長(井原正博君)

お答えします。

先ほど議員がおっしゃられたとおりの部分もありますけれども、ふるさと応援寄附金の受け付けは振興会のほうで行っています。それから、その希望されるというか、返礼品について、返礼品の発送についても発送事務は振興会のほうで行っております。それから、振興会では、大町町がウエブサイトですね、そちらのほうでも寄附金を募集しておりますので、そちらのプロモーション関係とか、そういったものを振興会に委託しております。

以上です。

# 〇議長 (永尾光次君)

6番内野議員。

### 〇6番(内野強美君)

またおいおい企画政策課長にその後伺うことがありますので、そのときよろしくお願いい たします。

一応私のほうの4点の質問に対しまして、終わります。

## 〇議長(永尾光次君)

内野議員の質問は終了いたしました。

続きまして、10番中山初代議員。

## 〇10番(中山初代君)

私は第1点目に国保の問題を取り上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度を支える重要な柱の一つです。しかし、国保に対しては国庫負担率の引き下げと抑制が続けられてきました。加入者のうち無職と非正規雇用などの被用者が8割近くも占めています。国保に対する国の責任後退と加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で国保税の高騰がとまらなくなっています。

以前、数年前ですが、大町町でも保険証を取り上げられ、生活困窮で医療機関の受診がおくれ死亡に至るなど、深刻な事態もありました。当時は町立病院があったから対応することができましたけれども、高過ぎる国保税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。国保税が著しく高くなる大きな要因は、国保にしかない均等割、家族の数に応じてかかる保険税、また、平等割、各世帯に定額でかかる保険税にあります。

国民健康保険法は昭和34年、1959年1月に施行され、昭和36年4月から国民皆保険が達成されました。国民健康保険制度発足時、職業別の世帯構成の割合は農林水産業と自営が70%を占め、無職は10%程度でした。しかし、今、2016年では無職と非正規雇用の被用者が80%近くを占めるように、その構造が大きく変化しています。

全国知事会はこのことを国保の構造問題と言っています。保険税額を見ると、佐賀県では 平均収入400万円の4人家族で48万円余りです。中小企業の労働者が加入する協会けんぽの 場合、21万円余りです。48万円の国保税と21万円の協会けんぽを比べて、いかに国保税の負 担が大きいかを示しています。所得は低いのに保険料は一番高い。この不公平をただすのは 政治の責任です。

ところが、国は昭和59年法改定で、これまで国50%、加入者50%だったものを、国保への 定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を減らし続けてきました。国保に対する国 の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中、国保税の高騰がとまらなく なったために、全国知事会は協会けんぽ並みの国保税を引き下げるために1兆円の国庫補助 の増額を求めています。知事会だけではありません。全国知事会のほか、全国都道府県議会 議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、国民健康保険 中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、地方六団体の関係、全国大会等出席されている 町長も議長も議決に参加され、国に要求されたことと思います。次は全国の市や町が声を上 げるときだと思います。今、国は3,400億円を国保財政に公費を入れていますが、それでも 足りないという六団体を後押しするのは末端の全国の市や町が声を上げなければならないと きだと思います。

今、大町町の滞納世帯数はどれくらいか、資格証、短期証など明らかにしてほしいと思います。収入率は何%でしょうか。よろしくお願いいたします。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

### 〇町長 (水川一哉君)

国民健康保険の問題についてという御質問でございます。

まず、通告にありました高過ぎる国保税の引き下げ等ということでございます。そして、 保険証が全員に届くようにということでございます。

国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担う重要な役割を果たしている一方、制度の仕組 み上、定年後の退職者、高齢者や低所得者が多いという構造上の特徴があります。しかしな がら、税の負荷に関しては国民健康保険の医療費等の支出が見込み額から国、県、町及び前 期高齢者交付金等の収入見込み額を控除し、その差し引きが保険税賦課総額になり、これに より県が標準保険税率を策定しております。このことから、大町町の現状としましては、平 成30年に県内広域化に伴い、年間の所得割税率を引き上げ15.9%に、均等割を4万4,200円、 平等割4万8,300円に増額をさせていただきました。また、平成31年1月25日に公表をされ た平成31年度の大町町の標準保険税率は約2,000万円の不足が生じるということから、所得 割2.29%増額の18.19%、均等割4,003円増額の4万8,203円、平等割5,365円増額の5万3,665 円で示されており、県内で2番目に高い状況となっております。このような状況に鑑みて、 町としましても国保運営協議会の審議の中でも、医療費の適正化に取り組みながら、町民の 皆様の健康に対する意識改革を促し、健康増進や健診受診率の増加に努めていくこととして おります。平成31年度については、今議会で提案をさせていただいている1億円の国民健康 保険基金を創設し、公表された不足分の約2,000万円分については基金を使うことによって、 取り崩すことによって、大町町独自の激変緩和措置を講じ、現行の税率で据え置きしたいと 思いますが、その辺のことについては、この国保の厳しい実情について御理解をお願いした いというふうに思います。

それから、2点目の滞納を理由に国保保険証を取り上げないようにという質問があっております。滞納を理由に保険証を取り上げるということは町としてはしておりません。租税負

担平等の観点から、税金は納めていただくように努めてはおります。本町では現在、保険証ではなく資格者証を発行している方は1名であります。その方については再三書類を送付させていただいているのですが、所在不明のため相談に応じられない状況ではないかというふうに思います。

また、短期保険証については1カ月証10世帯15名、3カ月証が13世帯17名、6カ月証が13世帯18名で合計36世帯50人の方に短期証の交付をしております。この方たちについては生活実態に応じた納付相談を受けて、分納誓約をしてもらい、保険証を発行しております。

# 〇議長(永尾光次君)

西森町民課長。

# 〇町民課長 (西森明広君)

収納率についての御質問でございますが、まず、今年度はまだ確定をしておりませんので、 昨年度につきましては国保に関しては96%を収納させていただいております。

以上です。

# 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

#### 〇10番(中山初代君)

96%の収入率、短期証が50人ですかね、36世帯。病院にかかりたくてもかかれない状態が見えました。私は12月議会に、協会けんぽ並みに国保税を引き下げるために1兆円の国庫補助の増額を求めて、その請願を紹介議員として提案いたしましたが、本当はこんな厳しい国保情勢でありますし、全員賛成で可決して町民の願いに応えるべきだったと思います。しかし、この議場の中には地方六団体の関係の全国大会で、1兆円を国に国庫補助の増額を求めるということに議決してこられた方もこの議場におられるのに、そのことは何もアドバイス的なこともなくて、その請願書は不採択になりました。本当は一番全員が町民の命を考えながら賛成して可決し、町民の願いに応えるべきだったと思います。全国町村会も議長会も1兆円の国庫補助の増額をと可決されてきているのですから、そういう意見書が出たのが大町だけだったかもわかりません。ほかの市町村でも提案されていたかもわかりませんが、そういうときにはリードしていただけませんか、こういう意見書を決めてきた方たちが。議場ではなくても、私たちには議員例会とか勉強会とかがありますので、こういう請願は否決じゃ、やっぱり町民の負託に応えた議会だとは言えないと思うんですね。この点どんなでしょうか

ね、お答え願えますか。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

## 〇町長 (水川一哉君)

請願の採択については、私が口を出すべきことではないと思いますけれども、先ほど病院 にかかれない状況がはっきりしましたとか言われましたけれども、保険証は渡しております ので。そいけんが、そういうことはないと思っております。

それから、先ほど全国の知事会のほうから1兆円の公費負担増という要望があったということですけれども、その結果、3,500億円の国の負担増になったというふうに聞いております。その中で、1,700億円については保険料軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援ということになっておりまして、県に対してその支援が来るということでございますので、その辺のところは大町町にもそれなりの財源が県のほうから措置があるのではないかというふうに思います。

# 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

#### 〇10番(中山初代君)

それでは、全国知事会社会保障常任委員長の栃木県知事の福田富一さんの1兆円公費を投入ということを求められたその結果が3,500億円ですね。今後とも、恐らく1兆円公費投入を求めないと、協会けんぽ並みの保険税にはなりませんので、このことは続けていかれることと思うし、その後押しというですか、応援をしていかなければならないと思いますが、その点についてどう思いますか、1兆円公費導入を求めること。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

それについては、今後、全国の町村会、あるいは県の町村会の中で当然、必要であれば協議がなされると思いますので、それに従っていきたいというふうに思います。

#### 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

## 〇10番(中山初代君)

では、国保を終わります。

# 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

## 〇10番(中山初代君)

2点目の放課後児童クラブの充実について質問いたします。

平成27年度から放課後児童クラブは小学校6年生まで対象とすることになりました。県内には242カ所の施設があり、9,700人以上が登録児童数となっていますが、3市4町で188人が待機者となっていました。大町町わかば学級でも現在3年生までの10人の待機児童となっていました。

12月議会でも取り上げ、さらに子供の貧困対策や保育所や放課後児童クラブわかば学級の 待機児童解消に力を入れ取り組んでほしいと願っていました。県内の自治体のほとんどが小 学6年も受け入れているそうですが、大町町の今年度は6年生まで受け入れたが、3年生ま での申し込みしかなかったというのが実態ですよね。大町町の今年度はそうでしたが、新年 度の申し込みの受け付けの回覧が回っていましたが、新年度の申し込みのぐあい、その実態 をお知らせください。待機はありませんか。駐車場まで遠過ぎる問題は今のままですか。何 かよい方法は考えられないものでしょうか。新・放課後子ども総合プランで23年度末までに は30万人の受け皿を整備する方針を国は出しています。いずれにしても、今の施設のままで よいのかという問題は残ります。どうぞ御答弁をお願いします。

#### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

放課後児童クラブわかば学級についての御質問でございます。

新年度の状況につきましては、申し込み児童全員を受け入れられるよう定員の拡充を図っております。現在1年生が19人、そして、2年生が22人、3年生が14人、4年生以上の申し込みはなく、合計55人の申し込みがあっており、全員を受け入れる事務的な準備を進めているところでございます。御承知のとおり、その年々で申し込み数が変動しますが、今後も安定的な運営ができるよう努めてまいりたいと思っております。

# 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

# 〇10番(中山初代君)

新年度はわかば学級に申し込まれたのが55人ということですが、前年度は8人の待機児童ということで問題にしましたけれども、55人だと今の施設で間に合うんですかね。そして、 駐車場問題は別に、また新たに考えてはおられないんでしょうか。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

### 〇町長 (水川一哉君)

新年度から業者に委託するということで、60名ぐらいまでは何とか、いろいろなやり方も あるようです。その辺のところは臨機に対応していきたいというふうに思っております。新 年度の55人は受け入れをするということでございます。

それと、駐車場についても今までもいろいろ、ちょっと狭いという意見があっておりますので、何とかしていきたいとは思っておりますけれども、なかなか広められないで、その前がちょっと町道が通っていると。町道を挟んでも危ないというような意見もありまして、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。保育園と違って場所が限られておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

#### 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

#### 〇10番(中山初代君)

現時点での待機児童がないというのは、本当にほっとしています。しかし、国の政策を見ても、どんどん放課後児童クラブというのは求められていますよね、どんどんふえていくということが国の政策の中でもわかります。生活困窮家庭というですか、お母さん方も働きに出なければならないという状態がますます広がっていくものだと国も見ているようです。私たちもそれに対応していくような考えを持っていなければならないと思いますが、今度、新年度で待機児童がなかったということはよかったと思っています。今後どうなるかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目は終わります。

#### 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

# 〇10番(中山初代君)

3点目は「大町温泉・ひじり乃湯」の入浴料についてですが、「大町温泉・ひじり乃湯」の入浴料700円は高過ぎる、大町町民だけは500円で利用できるようにしてほしいと取り上げたのは昨年の9月議会のことでした。そのとき、現在の入浴料については町民からの意見も、町長に対して数多く届いているということでした。町民相互の親睦の場、温泉を利用した健康増進の場として利用しやすくなるように対応していきたいと思っていると答えられていました。12月議会では3月中にまとめるというお答えをいただいていました。2月の議員例会で口頭で報告を受けましたが、詳しい説明を文書で示してほしいと思います。これまで取り組みをされた、その4月からになるのか何かよくわかりませんが、今、結論づけられていることを町民にきちんと報告いたしたいと思いますので、そのことをよろしくお願いします。

## 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

## 〇町長 (水川一哉君)

「大町温泉・ひじり乃湯」利用料の交渉の経過ということでございます。

この件につきましては、さきの12月定例会での答弁でも申し上げましたとおり、祐徳温泉株式会社と昨年6月から協議を行ってきました。大町町としましては、交渉の中で大町町民へのサービスの向上をお願いしており、今、温泉には土地を貸していますけれども、土地の貸付料の減免等を念頭に交渉を進めてきたところでございます。

さきの例会でも申し上げましたとおり、次のような合意に至りましたことをこの場をおかりし、再度、御報告を申し上げたいと思います。

結果的には、ことしの4月1日からではございますが、まずは3年間、大町町が土地貸付料を半額160万円程度にすることにより、大町温泉でのみ使うことができる10枚つづりの回数券を4,500円で大町町民に限り販売することとなりました。町民の入場数でこれを換算しますと、大体1,000万円程度の費用対効果があると、町民への還元になるというふうに思っております。

なお、議会例会で議員の皆様から賜りましたさまざまな御意見等につきましては、先方に もその旨をお伝えして、御理解をいただいたものと思っております。

また、町民の皆様への周知につきましては、早急に広報紙への掲載と町内回覧でお知らせをしたいというふうに思います。

御承知のとおり、平成19年12月にこの「大町温泉・ひじり乃湯」がオープンをしまして、

早くも11年が過ぎましたけれども、当時、オープンに合わせて大町町民に限り、当時、個人情報保護という観点からでしたけれども、自主的な申し込み制により、世帯ごとに無料で会員カードを発行してきました。今ではその申し込み申請も落ちついてきておりますけれども、我が町の温泉誕生と、当時の感動、そして、盛り上がりを再燃させていかなければならないと思っておりまして、町民への会員カードの再発行や、さらなるサービス向上等も考えていきながら、これを定住・移住のPRにつなげていくことができたらというふうに思っております。

# 〇議長(永尾光次君)

10番中山初代議員。

# 〇10番(中山初代君)

どうも御答弁ありがとうございました。 これで3点の質問を終わります。

# 〇議長(永尾光次君)

中山議員の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時58分 再開

## 〇議長(永尾光次君)

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

4番早田議員。

## 〇4番(早田康成君)

おはようございます。4番早田でございます。

本日は、大町町の行政執行の基盤ということで、各条例、規則、要綱等、相当ありますけれども、それぞれに定められている内容の運用につきまして、業務の運営及び協議内容等がされておると思いますけれども、その結果等について、その規則の中身の抜粋したところをお伺いしたいというふうに思います。

自治法、自治立法権に基づきまして、条例等は大町町の権限において、総務、文教、厚生 等々、各分野ごとに定められております。それぞれ短期、長期といった計画もあるわけでご ざいます。それぞれ行政の運営には欠かせないものとして制定されておるのは周知のとおり でございます。

地方公共団体は、これらの規定に基づいた政策の実現手段として、極めて重要なものとして日々の業務の指針としているところでございまして、今ここに議会が開かれておりますけれども、この議会につきましても言うまでもなく定められた規定に基づき実施をされているわけでございます。

その目的のほとんどが町民の生活環境、こういったものの向上等のためのものでありまして、行政の業務運営に当たっては、町民の皆様の御理解と御協力とともにそれを前進させ、 そしてその現状を町民の方々もよく知らしめる広報、こういったものをしておくことが行政 施策のあり方というふうに私は考えております。

したがいまして、本日は各条例等の中から、次の内容につきまして質問いたします。 町民の方々にそれぞれの内容について御報告できればというふうに考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

9項目ございます。1番目が、大町町行政区域審議会規定、これは区が31区ありますけれ ども、その区に関する審議会、こういったものがどうなっておるかということ。次、2つ目、 若者定住化促進委員会、若者は大町に定住してくださいと、こういう目的のもとに委員会が 開かれております。それから3つ目、男女共同参画計画検討会議、これもその男女参画の趣 旨に基づいて会議が開かれているわけです。4つ目、大町町まち・ひと・しごと創生推進会 議、こういう会議もございます。こういったところにもその町の振興、発展、こういったも のを目的として会議が行われておるわけでございます。5つ目は、そのまち・ひと・しごと 創生会議の中として、創生本部設置がなされて、本部が設置されています。これは、こう いった会議の中の内容につきまして、町の行政の職員さんたちでこういったところで本部を 設置し、適正な内容を審議するということになっております。6つ目、総合開発審議会、こ れは、最近では第4次後期総合計画というものが策定されまして、5年間ということでこれ が計画されるわけですけれども、その総合開発審議会というものについてどのような執行が なされているのかということをお伺いしたいというふうに思います。7、8、9ありますけ れども、これは社会教育に関することであります。社会教育委員会条例というものがござい ます。社会教育に対する委員の条例についてはどのようなものか。それから、社会教育指導 員設置というものがございます。指導員設置というのは、どういうふうに今、現状なってい

るのかと。それから最後に、大町の公民館設置及び管理条例に基づく運営審議会、この審議会がございます。こういったものがどういうふうにして運営がなされているのかといった、この9つについて御質問をさせていただきたいと思います。

まずは、今、申し上げましたように、総合開発審議会までの6つの項目につきましてお伺いいたします。その後、社会教育に関することにつきましては、その後、また細部についてお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

まず、大町町行政区域審議会についてという御質問です。

行政区域審議会は、町長の諮問に応じ、大町町行政区域に関する事項について調査及び審議することを目的として設置することとされております。

直近の諮問としましては、14年ほど前の平成17年10月1日付で委員12名を委嘱し、平成17年10月6日から平成18年2月20日までの間、4回の会議を経て行政区域の見直しや駐在員制度の導入、区長報酬総額の削減等について審議が行われております。

審議会からは平成17年10月21日に行政区域を色分けした行政区分割図、区長の上に駐在員9名を置き、報酬総額を40%削減した駐在員担当区域割とする旨の答申書が提出をされております。

その後、臨時区長会が平成17年11月7日に開催され、区長による意見交換討議が行われて おります。区長会では財政面において町に協力するが、性急な駐在員制度については駐在員 と区長の役割や任務が明確でないことから、さらなる協議が必要と判断されております。

また、平成18年3月に区長交代があることから、次の新しい区長会で見直しについて論議し、行政区の再編成を行うべきであるとの意見がありまして、結論的な区長会の考え方については、1つ目が現行の区長報酬額の40%を削減する、2つ目が当面、現在の31区長で運営をする、3つ目が駐在員制度への移行については、3カ年間は、これは平成18年から20年までですけれども、現行どおり区長制度を継続し、駐在員制度については地区の理解を深める準備期間とし、地区の合併見直しも含め道路や水路等、本来の区域の見直しを行う、以上のような区長会から提示された意見を踏まえ、平成18年2月20日に審議会が開催をされ、区長

会からの提示を尊重したいという審議結果となっております。

次に、大町町若者定住化促進委員会に関してですけれども、直近では22年ほど前、平成9年2月12日に諮問がされておりまして、12名の委員で平成11年2月11日までの間に10回開催をされており、会議の中では若者が定住しない問題点を提起され、定住化を促進するための課題を検討されております。

その中で、土地利用計画の推進や炭住地域の開発、推進等の10項目で検討がなされ、平成11年3月2日付で本町の町有資源、立地条件、地域の特性を見出しながら若者が住みたくなるような住環境整備を推進することが定住化にもつながり、人口増にもなり得る。町は厳しい財政状況の中で、所要財源の確保に最大限努力されているが、町政の基本目標である思いやり、美しさ、活力、ふれあいの町の推進を図っていただきたいとの答申があっております。また、大町町男女共同参画計画検討会議に関することについては、計画策定時に開催されることになっており、直近の検討会議は10年前の平成21年4月13日から平成22年3月5日までの間、9回開催をされており、会議の中で計画の検討、加除が行われ、平成22年2月に大町町男女共同参画計画を策定し終えております。

それから、大町町まち・ひと・しごと創生推進会議に関することですが、4年ほど前、総合戦略の策定時に開催をしましたが、平成27年7月30日から平成28年1月28日までの5回開催をしており、大町町人口ビジョン並びに大町町まち・ひと・しごと総合戦略について策定のもととなるアンケート調査方法等の検討、原案の検討、加除が行われ、最終案についての承認がなされております。

平成28年7月26日には、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業の効果検証を行い、 事業の成果について委員の皆様に確認をしていただいており、また平成30年2月28日には平成28年度地方創生過疎化交付金事業並びに平成27年度の地域活性化地域住民生活等緊急支援 交付金事業の効果検証を行い、この事業の成果についても確認を得ております。

なお、今年度の会議につきましては、3月中に開催するよう準備を進めております。

次に、大町町まち・ひと・しごと創生本部設置に関することについてですけれども、大町町まち・ひと・しごと創生本部は平成27年2月27日から平成28年2月29日までの間に6回開催しており、大町町人口ビジョン及び大町町まち・ひと・しごと総合戦略の原案を検討、作成し、推進会議で討議された意見を受けて、検証、加除を行い、さらに推進会議での最終案の承認を得た後、平成28年2月に策定を完了しております。

また、大町町総合開発審議会に関することについては、大町町第4次総合計画の策定に当たり、町長の諮問に応じ、平成22年7月1日から平成23年5月20日までに計6回の審議会が開催され、委員による意見交換並びに討議が行われております。

審議会からは平成23年2月28日に大町町第4次総合計画基本構想について答申が提出され、 その内容につきましては平成32年度を目標とする本計画は本町を取り巻く社会情勢を十分に 踏まえ、現状の見きわめと将来の展望に立ち、今後の町づくりの方針や施策等を明記したも のであり、適当と認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、次の事項に十分配慮され、その実現に向けて努められるよう要望します。

その要望が、1つが本計画の趣旨を広く住民に周知徹底すること、2つ目が効率的、効果的な町づくりに努めること、3つ目が関係機関等との緊密な連携を図り、効率的な行政運営に努力することとなっております。

また、後期基本計画の策定に当たっては、平成27年12月25日から平成28年1月28日までの計3回審議会を開催し、委員により前期基本計画達成状況等及び後期基本計画案についての意見交換並びに討議が行われております。

審議会からは、平成28年2月25日に答申書が提出されており、内容としましては、少子・ 高齢化への対応や社会経済情勢の変化など、内外の動向に的確に対応しながら基本構想で定 めた将来像を効果的に実現するため、後期すなわち平成28年度から平成32年度の新たな町づ くりの指針として、実現に向けて努力されるよう要望しますとなっております。

7項目めからは教育長のほうから答弁をいたします。

# 〇議長(永尾光次君)

教育長。

### 〇教育長(船木幸博君)

社会教育関連の御質問にお答えいたします。

まずは、条例で公民館運営審議会委員をもって充てることとなっている社会教育委員については、現在、ひじり学園校長、読み語りサークル代表、大町煉瓦館代表、聖太鼓の会代表、学識経験者の5名の方にお願いをしております。会議は年2回、定例で開催しており、社会教育予算の審議、各種事業の立案、社会教育関係団体への補助金や指導助言、成人式の運営、生涯学習、生涯スポーツの振興などについて協議してきたところです。

会議の結果については定例教育委員会に報告、意見がなされており、教育委員会の社会教育施策に生かしているところです。

次に、社会教育指導員については、現在、設置しておりません。定例教育委員会での審議の結果、社会教育に関する指導、相談、社会教育関係団体の育成については、現状、教育委員会事務局在籍の社会教育主事及び社会教育係職員で必要な業務が行われていると判断し、社会教育指導員を置かないことが決まっています。

また、私も社会教育主事資格を保有しており、県社会教育文化財課勤務経験を生かして社会教育に関する指導助言をつかさどっているところです。

最後に、公民館運営審議会は、公民館の管理運営、各種事業の企画実施を目的に、社会教育委員の会議同様、年2回、定例で開催しております。これまで主催講座の立案、読書活動推進、研究調査などについて協議しているところです。会議の結果については館長が公民館運営に生かしているところです。

町社会教育行政の抱える大きな課題は、社会教育関係団体構成員の高齢化、社会教育関係者、指導者層の後継者の発掘と育成と捉えております。教育委員会評価委員の皆様方からも社会教育関係団体をしっかり支えるようにという御指摘もあっているところです。このことについては、社会教育委員の会議の協議の結果、意見を踏まえ、今後、定例教育委員会で課題解決の方策をしっかり議論してまいりたいと思います。

#### 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

## 〇4番(早田康成君)

中身としては、一番当初、質問状、お願いしたところ、相当な資料になるということでご ざいましたので、中身としては結果等ということで実施することといたしました。

このまず6項目めまでの総合開発審議会につきましての内容につきましては、ほとんどが 町長の諮問機関等々でございますので、その担当の答弁をお願いしたいというふうに思いま す。

それでは1つ目の大町町の行政区域審議会規定に関することでございますけれども、今、 平成18年ころに行政区の見直し論が出たということでお聞きしました。審議会の内容につい て、どんなものだったのかということをまず最初にお願いします。

#### 〇議長(永尾光次君)

坂井総務課長。

# 〇総務課長(坂井清英君)

お答えします。

この部分につきましては、大町町の行財政改革の絡みもございまして、そういうふうに行 政区の見直し、そして報酬額の削減ということでずっと論議をしていただいているところで ございますが、その中で出た意見とかいうことでございましょうか。

まず、審議会の中では、第3回の審議会の中で世帯数にこだわらず、隣接において区域を設定する、そして検討の結果、9つの駐在員担当区域割を設定する、そして駐在員及び区長の報酬についての協議では、現在の報酬総額の2分の1をめどに検討する、基本額、世帯割の導入、駐在員を月額4万円とする、そして区長の基本月額1万円、世帯割100円とするということ等が出ております。

そして最終的に、最終の区長会が先ほど町長からもありましたように、18年2月20日に開催されております。これは、区長会からのそういう答申が出ておりますが、これで行かざるを得ないのではないかとか、削減の幅が40%は大き過ぎると思う、20%ぐらいにしておかないとほかの特別職にも波及するのではないか、3年かけて区長制度を見直すのなら3年後にさらに20%削減でよいのではないかとか、そういう意見が出ているところでございます。

以上です。

#### 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

## 〇4番(早田康成君)

ありがとうございます。

私が聞きたいのは、行政区の改善についてのお話であったかと思うんですけれども、その 行政区について、その見直し論が出たのかなということをお聞きしたかったんです。

例えば、今、31校区ございますけれども、それに対する地域の統合等、こういったものも 話は出てこなかったのかなということが一番大きな聞きたかったところなんですけれども。

大町の人口というのは、どんどん減っています。当初の予想よりも若干1年ほど早くスピードが早まっています。これは、皆さんの町民の方々の生活の形態の多様化、それから地域の特性、こういったものがあってくるわけですけれども、人口の多い地区、少ない地区ということが点在してくるというのが今、現状でございます。このまま人口が減ってまいりま

すと、6,000人、5,000人、推定では4,000人台というふうなことで考えられておりますけれども、今の区割りの中で、31区の中で今後、自治区が人口減少とともにどういうふうに変化していくかちょっとわかりませんけど、行政としてはここら辺のところをどういうふうに考えておられるか、お聞きをしたいと思います。お願いします。

# 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

# 〇町長 (水川一哉君)

この区割り、行政区の見直しというのは、前回の平成の大合併の中でそれが破綻した後に こういう協議をいろいろな分野でされておりまして、その中でこの行政区を減らしてはどう かという話があっております。

それで、審議会の中で区分割ということで出たところでございますけれども、今、10年以上が経過をして、町民に対するサービスの向上、目の行き届くようなサービスというような、そういうことも言われている中で、当時これが9区分というような提案もあっておりましたけれども、そのサービスを町民の方にやっていく中では、余りにも大きな区割りは少し今の時代に沿うのかなという疑問もございますので、今のところ、見直しが可能な地域についてはやっていかなければならないというふうに思っております。今後、そのようなことも区長会のほうに提案をさせていただきたいというふうに思います。

#### 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

## 〇4番(早田康成君)

そういう事情で、町のその事情というのは変化してきておるということであるわけでございまして、今、7区ぐらいの改革をと考えたということなんですけれども、それは結局達成できなかったということだと思うんです。だけど、これはやっていかなければならないことではないかと思うんですけれども、そこら辺のところいかがでしょうか。

### 〇議長(永尾光次君)

水川町長。

#### 〇町長 (水川一哉君)

7区が適当なのかどうかというのは、ちょっとわかりませんけれども、いずれにしても31 地区というのが非常に多いということは、他町を見てもあろうかと思います。ただ、少な かったらいいということも言えないのかなと思いますので、今後、大町町の規模でどのくらいがいいのかというのは、区長会と一緒になって協議をしていきたいと思いますし、また区長さんたちは地域のことがよくわかっていらっしゃいますので、やはり貴重な意見を聞かせていただけるというふうに思っております。今後、そういうふうにして、行政サイドの一方的な考えではなく、地区の意見も聞きながら最善を尽くしていきたいというふうに思います。

# 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

# 〇4番(早田康成君)

今、答弁いただきました。そのとおりだと思います。

これは、行政のほうからこうします、ああしますと言っても、話は通じません。やはり町 民の今現在、住んでおられる方の理解がなければ、こういったものは成立しないというよう に考えます。

したがいまして、今、町長からの答弁がありましたように、区長会、こういったところが その地区の一つの大きな役目を持っておられますので、協働して協力しながらこの話はやっ ていかにゃいかんのかなというふうに思います。

誰でも自分の地区の名前を変更しようとかそういうことになると、嫌だという気持ちは、 誰でもここ全部皆さんおられる中でもだと思います。だから、そういったところは丁寧に、 今から大町の中も、今は少ない人口だけれども、土地の今の状態であれば、将来的に20年後 にはマンションが建つとか、そういう構想も出てくるわけです。

したがいまして、行政としては町の町づくりの中で、ここはこういうふうな可能性がある、 ここはもう人口は認められないといったところを考慮しながら、そういったものの策定に進 めていただければというふうに思いますので、今後とも御苦労いただきたいというふうに思 います。

2つ目、若者定住促進委員会から総合開発までにつきましては、計画等が策定されております。その討論会、討議内容、こういったものについて簡単にお願いします。

まず、定住促進委員会に関することで質問いたします。

若者層の定住化を促進し、地域の活性化を図るという大きな目的がございます。今、回答 ございましたように、12名で組織されているわけです。中身としては、定住をしていただく というのは、どういうふうにしていけばいいかという回答がございましたけれども、この委 員会構成は最近、ずっとやられている中で一番最近の、直近の中身として、どういうふうな 計議がなされたかをお伺いします。

## 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

## 〇企画政策課長(井原正博君)

私のほうからちょっと回答したいと思います。

先ほど町長申しましたように、この委員会につきましては、平成11年2月11日の時点で一定の会議のほうはもう終了されて、その中で報告書という形で答申がなされております。それ以降は、この若者定住化促進委員会というのは開催されておりません。

# 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

## 〇4番(早田康成君)

今後の努力をお願いしたいと思います。

若者定住促進、これをやったのは、人口減少というのはもう20年、30年前から言われていたと思いますから、これに対して今、進行中と、現在進行形であれば、こういったものについての協議というのは10年前にやったという話はないと思います。したがいまして、定期的な討論、討議、そして説明、こういったものをやっていくべき。計画はできたけれども、あとは知らんふり、それじゃ前に進みません。私がいつも言っています不進則退、前に進まんかったら後退するのと同じだということを言っておきたいと思います。

この定住化につきましては、なかなか大町は難しいと思います。今、町長の答弁にもありましたように、面積等については若干問題があるという話だったんですけれども、ちょっとこれ調べてみましたら、住宅建設の事情として、人口密度というのがあります。結局、どこにどれぐらいの住宅が建てられる可能性があるかということなんですけれども、大町町は1平方キロメートル当たり1,120人、江北が1,017人、白石が712人、太良が268人、ちなみに武雄は693人というぐらいに、ここら辺では一応やっぱり大町が一番高いというふうな人口密度になっているわけです。あと、これは人口密度なんかは山林、それから田畑、これは除いておりますので。自分の住宅ができる可能性のある土地についての調査ですからですね、それを考えた場合にその土地の確保というものに非常に傾注していかないと、その目的は達成できないというふうに私、考えております。

したがいまして、そういった定住促進のためには、町営住宅の改善、こういったものも回答がありましたけれども、そういったものを合わせて考えていかなければならないのではないかというふうに思います。

次、男女共同参画計画検討会議、これは平成21年から30年までの10年間、ことしが最後で すけれども、これで成果の結果を出すという時期になっております。

これは、国の問題として取り上げられて、なかなか難しい問題ではあるわけです。働き方 改革というのは最近出てきました。男女の差別なくこういった働き手の確保というものが必 要になってくるわけでございますけれども、働き方改革が出てからは今後さらにこういった ものが強化され、取り組んでいかなきゃならんと、次章に入っていくのではないかというふ うに思います。

質問でございますけれども、この10年をめどとした結果、検討会においていろんな話が出たと思いますけれども、その結論といいますか、結果についてこういうふうに結論づけているということがあればお願いしたいというふうに思います。

# 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

#### 〇企画政策課長(井原正博君)

その分につきましては、うちが策定しました計画書のほうで上げておりますので、そこを ちょっと見ていただきたいと思いますけれども。

#### 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

# 〇4番(早田康成君)

計画書は計画書でわかるんです。計画書は当然あって初めて実施できるわけですから。

だから、その計画書に基づいてどんなことができているのかといったことは、やっぱり今、言いましたように、10年計画であるんだったら10年目のことしはどういった形でこれを結論づけていくか、どういう成果があったかといった答えはやっぱり出さないかんのやないですか。当然そう思いますけど。業務でもいろいろありますけれども、計画は立てたら立てっぱなしじゃ時間と労力の無駄です。だから、こういったものについては、共同参画の計画が立ててあるんだったら、計画に基づいてどういう進捗状況なのか、こういったものは定期的にやっぱり実施して、そしてそれを結論、どういうふうにして町の中に溶け込んでいくんだろ

うか、いかなければいけないのかと、そういったところをやっぱり考えていかないかんのやないかというふうに思います。

ここではもう――教育のほうに行くと時間がございませんので、私のほうからもう言いますけれども、今後こういった男女参画の運動、こういった働き方、こういったものは時代に合ったような物事の考え方をしていかなければならないと思うんです。

例えば、今、子育てで忙しいお母さんたちがいらっしゃいます。なかなか仕事ができない。 育児が終わってから再就職するという形もありますけれども、私が2年ほど前にテレワーク の話をしたと思うんです。サテライトオフィスと同等に合わせて話したと思うんですけれど も、こういった会社の中でもそういうことで、大町にいて東京の会社の仕事ができるといっ たものの会社がございます。そういったものをこちらのほうに優遇して、そしてそのお母さ んたちに家の中で子育てしながら仕事をしていくということを提案したわけですよ。そう いった感覚で改革に取り組んでいかないと、なかなかこの男女参画、日本人の感覚からする と非常に難しいところがあるんじゃないかというふうに思います。

それから、ちょっと今、男女参画についてアンケートの調査をやっておると思うんですけれども、このアンケートを今とっておられますけれども、このアンケートについて今後どのようにこれを反映する予定で今、実施されていますか、お願いします。

# 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

#### 〇企画政策課長(井原正博君)

お答えします。

先ほどの答弁にちょっと絡む部分がございますけれども、今、策定している計画の見直し 等に活用させていただきたいと思っております。これでアンケートをとって、その集約をし たところで、これまでの計画がどのように達成されてきたのか、その辺もわかるかと思いま す。

以上です。

### 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

# 〇4番(早田康成君)

この件については、私、後でまたその実施状況と、それから今後の方針については細かく

お聞きしたいというふうに考えております。よろしくお願いしたいというふうに思います。

次は、まち・ひと・しごと創生推進会議と、それから創生本部設置、これ両方行きたいと思うんですけれども、まち・ひと・しごと創生会議につきましては20名以内ということで、住民で組織する団体、それから産業関係の方、教育関係の方、金融関係の方、町会議員の代表者、そしてその他、町長が必要と認める方ということで、委嘱が町長からされるわけですけれども、今現在、その委嘱されている方の代表する方の会社名でも結構でございますので、それをちょっとお伺いしたいと思いますけど。

# 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

# 〇企画政策課長(井原正博君)

済みません、委員につきましては町会議員を初め、農業代表者とかそちらの方とか、県からも要請はしておりますけれども、そういった感じで構成をしております。

### 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

### 〇4番(早田康成君)

構成されておるということですので、そういうことでお願いします。

この会議につきましては、総合戦略の策定、これは抽象的なことですからよくわからんのですけれども、戦略という言葉は私、あんまり好きじゃないんですけど、推進に関すること、それから検証に関すること、その他必要な事項というふうなことで、その会議の項目が定められています。

このまち・ひと・しごとに関して、4年前に行われたという答弁が今ございましたけれど も、その戦略の推進、検証、こういったところについて、このまち・ひと・しごと創生会議、 町長の答弁以外に具体的なところが、ちょっとここはこういうふうなことをやっておるとい うものがございましたら、お願いしたいと思います。

### 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

#### 〇企画政策課長(井原正博君)

お答えします。

特には町長の答弁以上のことはございません。

以上です。

# 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

### 〇4番(早田康成君)

そういうことでありますので、これはまたさらに検討をお願いしておきます。

創生の本部設置につきましては、これは今ありましたように、創生会議とそれから推進会議と、同じような会議ですけれども、これは部外者とそれから行政のほうということで、とりあえずこの形というのは、行政のほうで腹案を持って、そして、それを民間の方々と協議していくという形だと思いますので、ここら辺はこれで終わりたいと思います。

次に、6番目ですけれども、大町総合開発審議会について御質問いたします。

これは自治法の138条の4の3の規定で、執行機関の附属機関として自治の紛争処理とか審議会、それから審査会、調査会、調停、審査、いろいろあるわけですけれども、これについて審議会を置くようにしているということで、大町町においてはその条例に基づいて、第4次総合計画がここで計画されたわけでございます。

ここで質問でございますけれども、例規の中には、大町町総合開発計画委員規程がございます。この所掌業務として、計画の調査、研究、立案ということであるんですけれども、この委員会でこれをつくる上において、資料とか材料とか要ると思うんですよ。ただ単にぱっと行って計画、あれだけの大きな1センチ以上の計画を立てるとなるとなかなか難しい。その場合のこういった調査研究をしたその中身として、資料はどこから持ってきて、材料はどんなものを持ってきて、そして後期総合計画というのができたのかということをちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

### 〇議長(永尾光次君)

井原企画政策課長。

### 〇企画政策課長(井原正博君)

お答えします。

基本的には前回の第3次の分を踏襲した上でコンサルタント等も入れながら資料等を作成 しております。

以上です。

## 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

# 〇4番(早田康成君)

ちょっとあれなんですけど、前期総合計画についての成果発表は八二、三%あったんで しょう。ということは、それをまた継続してやるんですか。おかしいでしょう。もう大体及 第点とっているんですから、前期総合計画に継続してやるというのは、ちょっと答えになっ ていないと思うんですよ。そこら辺のところは見直して、今後のまだ時間ありますから、や るようにお願いしたいと思います。

なかなか難しい話なんです、私が言っているのは。こんな計画立ててそのまま行くとは ちょっとなかなか難しい、それはわかって言っているんです、私。そこら辺もありますので、 今後の皆さんの奮闘、これをよろしくお願いして、ここまでの施策についてのやつを終わり たいと思います。その目的が達成するようによろしくお願いします。

では次、社会教育問題についてお伺いします。

大町の社会教育委員会条例に基づいて、審議会に関することがあります。

社会教育法の第15条で、大町町の社会教育委員を置いておりますけれども、今、20名以内のところを5名というふうなことでお伺いしました。今、その学校教育者、それから社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する行動する方、こういうふうな方で5名ということであったんですけれども、これ今、ちょっと私、ざっざっざっとしか聞いていませんので、何を審議しているのかということを再度お願いします。

#### 〇議長(永尾光次君)

船木教育長。

# 〇教育長 (船木幸博君)

社会教育委員の会議では、社会教育予算の審議、各種事業の立案、社会教育関係団体への 補助金や指導、助言、成人式の運営、生涯学習、生涯スポーツの振興などについて協議して いるところです。

直近の社会教育委員の会議では、社会教育関係団体の補助金、それから成人式の実行委員会の自主的な2部のあり方について、それからこちら公民館にかかわることですけれども、コンビニ型図書館の設置の動きの中で、公民館の図書室をどう活性化していくか、このような内容が審議されたところです。

以上です。

# 〇議長 (永尾光次君)

4番早田議員。

### 〇4番(早田康成君)

いろんな問題があるわけですけれども、ここで私たちが今、社会の情勢の中で考えていく社会教育というのはどういうものかといったことを考えたときに、各種団体組織への助成金の話、こんなんで終わるわけではおかしいと思うんです。何がここでその社会教育として考えなきゃいかんのかということで、分館長会とかありますよね。そういったところにどういった反映をなされて、分館長さんだって31人おられますけれども、全てが玄人じゃありません。なってくれと言われて初めて分館長になってあそこに座っておられるわけですから、ほとんどの知識が社会教育にないというふうに考えなきゃいけない。その人たちに教育をしていかんと、この世の中の社会教育というのは本当に目的が達成できるのかといったときには、非常に問題があるように感じるわけですよ。

それから、それに合わせて、社会教育指導員という方がここに定められているというふうなことであるんですけれども、話によると、この規則については削除するという話もあったんですけれども、社会教育に関しては、その人材がいないからこれを削除するという話でいいのかということなんです。非常に難しい話ですけれども、ここら辺のところは社会教育の本当の目的というのは、やっぱり我々しっかりつかんどかんといかんと思うんです。ただ単に事務的に済ませるような簡単な問題ではないですね。外国で見て御存じのように、略奪、強盗、当たり前のように殺人なんか起こっている。それは何かというと、社会教育の崩壊でしょう。そういった常識的なところが教育されていないために、ああいった事象が発生するわけです。じゃ、日本はどうかというと、日本だって余り変わらんことをやっておるニュースがありますよね。本当、そこら辺のところをよく考えた場合に、この社会教育というのはどういうもんかということを私は真剣にやらにゃいかんと思います。

今、言いましたように、我が国の社会教育といったものについては、家庭教育も合わせて、 潜在的に極めて危険な状態というふうに私は捉えています。この点について、教育委員会と してどのようにこの今の情勢について考えておられるか、お聞きしたいと思います。

#### 〇議長(永尾光次君)

船木教育長。

## 〇教育長(船木幸博君)

まず分館活動でございますけれども、各地区の公民分館は自治公民館として地区住民の総 意に従って生活全般の活動と事業を行い、もって住民の安心・安全、住みよい地域づくり、 きずなづくりに寄与するものと捉えており、地域コミュニティーの拠点として欠かせないも のというふうに捉えております。

今後も分館長会、それから各分館の活動への指導助言については、教育委員会事務局の社 会教育主事が担ってまいりますので、今後も事務局と協働して、分館長会と協働しながら、 町民の皆様のきずなづくりに取り組めればというふうに思っております。

それから、社会教育指導員に関してですけれども、平成16年度からいないということになっておりまして、この社会教育指導員の教育委員会の設置規則につきましては、削除はしておりません。これからも継続するべきだという定例教育委員会の必要に応じて設置するときがあると。ただし、現状、社会教育指導員の職務については、教育委員会事務局の社会教育主事に担わせるということが審議されております。

最後に、社会教育は非常に青少年及び成人に対して行われる教育活動の重要性、それから 危機感、非常に十分に認識を私もしているところです。議員おっしゃるとおりだというふう に思っております。

この社会教育の大町町の今日的課題も踏まえて、定例教育委員会の内容が学校教育偏重にならないように社会教育と両輪で話し合い、審議を今後も進めていくというふうに思っております。

以上です。

## 〇議長(永尾光次君)

4番早田議員。

### 〇4番(早田康成君)

10分前になりましたので、急いでやります。

幼児、それから子供の虐待、いろいろ本当今、大変なところがあるんですけれども、親の 葬式もしない、骨は電車の棚に置いていく、今、そういう時代だということを頭に置かな きゃならん等々、いろいろあれば切りがないような事件が発生してきています。

昔、日本人はぼろは着ていても心は錦というふうなことで、歌じゃないですけど、外国人からそういうふうに称賛されておった。今でもちょっとそういう優しいところはありますけどね。なぜこんな国民性というのが、姿勢が変わってきたのかということを、私なりに

ちょっと長くなりますけれども、私はこれは戦後教育の核家族にあると考えております。

先般の小学生の児童が親から暴行を受けて死亡しましたけれども、これは子供のしつけ教育――自分はしつけ教育と思ってやっているんですよ。どのようなものか、親が親から教えてもらっていない。自分が親から受けたことということは、ほとんどのそういった虐待をする親というのは、小さいころに親からそういう虐待を受けて、それが当然だというふうな形で思っておるという話ですよね、専門家の話だと。だから、自分がやっている家庭教育というのは間違いないというふうに本当に信じてやっているわけです。そこら辺にちょっと問題があるわけですね。中身としては、しつけというのは子供のまだ幼児の物事わからん、3歳、4歳になってちょっとお尻をぱたっとたたいたり、手をたたいたり、これも暴力というと、ちょっと私はおかしいと思うんですね。

民法に懲戒というのがございます。これは自分のこういったものについて、しつけのためには少しばかりこうぺたっとしてもいいというふうに民法でも定められています。だから、そのしつけと暴行というのがどこまでの範疇なのかというのがわかっていない親が多いというのが今の現状だということですね。

そういったところを考えた場合に、今後もこのまま核家族は進んでいって、親から子に対する教育がなされていなかったら、もっとひどくなるんじゃないかというふうに思います。 一番最初に言いましたように、外国で略奪、強盗なんか簡単にやっておる。日本だって危なくておられんような話になってくる可能性もあるわけですね。だから、そういったところも頭に置きながら、この社会教育というのはやっていかにゃいかんというふうに思っております。

時間があとちょっとしかないですけど、私の言いたいことを1つだけ言わせてください。 子や親に孝養を尽くす、兄弟、姉妹は互いに力を合わせ合い助け合う、夫婦は仲むつまじく 解け合い、友人は胸襟を開き信じ合い、自分の言動を慎み、人々に愛の手を差し伸べ、学問 を怠らず――社会教育の中の学問ですよね――職業に専念する、知識を養い人格を磨く、社 会のために貢献、法律や秩序を守る、こういったところが人としての務めであると、私はも うこれを確信して私の人生の中に入れています。

これは反対意見も相当あります。こんな話、明治時代の話じゃないかということで、いろんな専門家のマスコミなんか言っていますけど、私はこれがなかったら本当に世の中どうなるかわからんなというふうに思っている次第でございます。

最後に、私の言いたい分を言わせていただきましたので、最後にこの大町公民館設置管理条例につきまして、運営審議会、これについては審議委員会のメンバーにもなっておられますけれども、この公民館の運営審議会、これは社会教育法のほうで定められているところなんですけれども、昔は置かなければならないと。だけど、今は平成11年ごろに置くことができると変わっています。国としては、この置くことができるという趣旨はどういうことかというと、町民主体として町民が物事を考えて、その公民館の運営、それから使用、管理、こういったものをしていくべきだというふうなことで言われています。

したがいまして、その審議会で公民館はこうだ、ああだというふうな決め方ではなくて、 町民のほうが自分たちはこうやってやっていきたい、こうしていきたい、これがベストだと いうふうな物の考え方で、この公民館の運営はやっていくべき、国はそういうふうな体制で 今、こういうふうな指導をなされておりますので、ここに抵触するようなところがあるので あれば改善していくべきじゃないかというふうに思います。

今後、今、教育長から答弁いただきましたけれども、この件について私の今、この社会教育と合わせて自分勝手に言わせていただきましたけれども、この分につきましては最終的に 所見がございましたらお願いします。

#### 〇議長(永尾光次君)

船木教育長。

#### 〇教育長(船木幸博君)

社会教育委員の会議、それから公民館運営審議会についても、社会教育関係団体の補助金について話し合う場ではなくて、本来の町社会教育の展望を議論する場に転換をしっかり 図っていくということをお話しさせていただいて終わりといたします。

以上です。(「終わります」と呼ぶ者あり)

### 〇議長(永尾光次君)

早田議員の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。 議事進行についての御協力まことにありがとうございました。

# 午前11時56分 散会